

# ご利用料金

ヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の身体介護や、調理・洗濯などの生活援助を行います。生活援助については、世帯やご家族の状況によりご利用できます。下記は介護保険のサービスの対象とはなりません。

- ① ご本人以外の家族の食事作りや洗濯・掃除等
- ② 大掃除や家電の修理など日常的な家事の範囲を超えるもの

## 身体介護

- ① ご利用者の身体に直接接触して行う介護サービス（介助を行うための準備・後始末等を含みます。）
- ② ご利用者の日常生活動作能力や意欲の向上のために、ご利用者と共に行う自立支援のためのサービス
- ③ 専門的知識・技術をもって行うご利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービス

## 生活援助

身体介護以外の訪問介護であって、掃除・洗濯・調理などの日常生活上の援助であり、ご利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるもの。

## ご利用料金

### 身体介護の場合 ※午前 8 時～午後 5 時 59 分までの利用額

|               | 20 分～30 分未満 | 30 分～60 分未満 |
|---------------|-------------|-------------|
| 介護保険単位数       | 244 単位      | 387 単位      |
| 1 割負担の場合（1 回） | 261 円       | 414 円       |

※90 分以上 30 分を増すごとに 83 単位（89 円）加算されます。

### 生活援助の場合 ※午前 8 時～午後 5 時 59 分までの利用額

|               | 45 分以上 |
|---------------|--------|
| 介護保険単位数       | 220 単位 |
| 1 割負担の場合（1 回） | 236 円  |

## その他の費用

- ・新規に訪問介護を利用し、初回訪問時にサービス提供責任者が訪問し、自らサービスを提供した場合、初回のみ 214 円が加算されます。
- ・早朝（午前 6 時～午前 8 時）と、夜間（午後 6 時～午後 10 時）は、基本料金の 25%増しとなります。
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）が加算されます。（総単位数の 22.4%）
- ・事業所と同一敷地内に所在する建物に居住する利用者は 0.12%減算されます。

## キャンセル料

ご利用日の前営業日の 18 時までに中止のご連絡がなかった場合、介護報酬全額（10 割）のご負担となります。